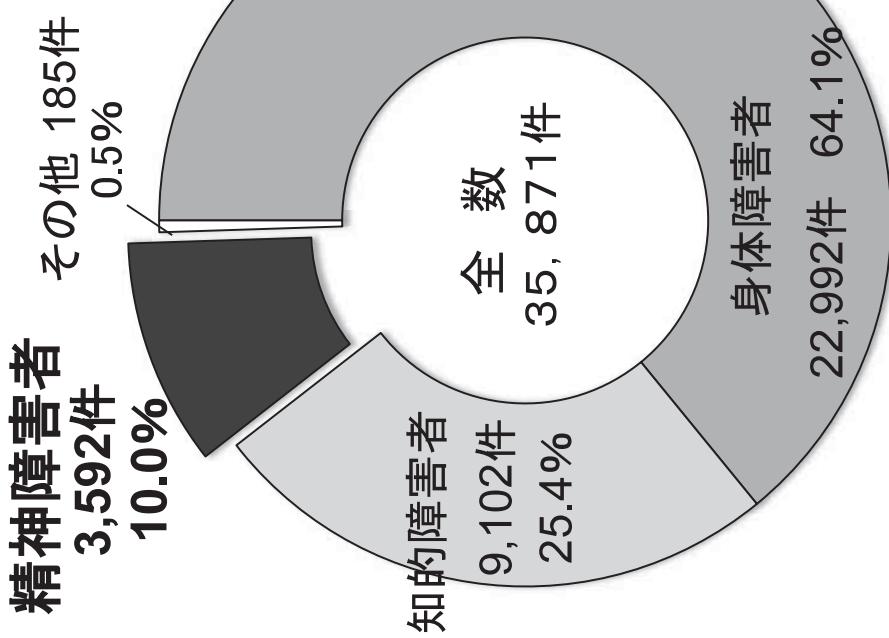
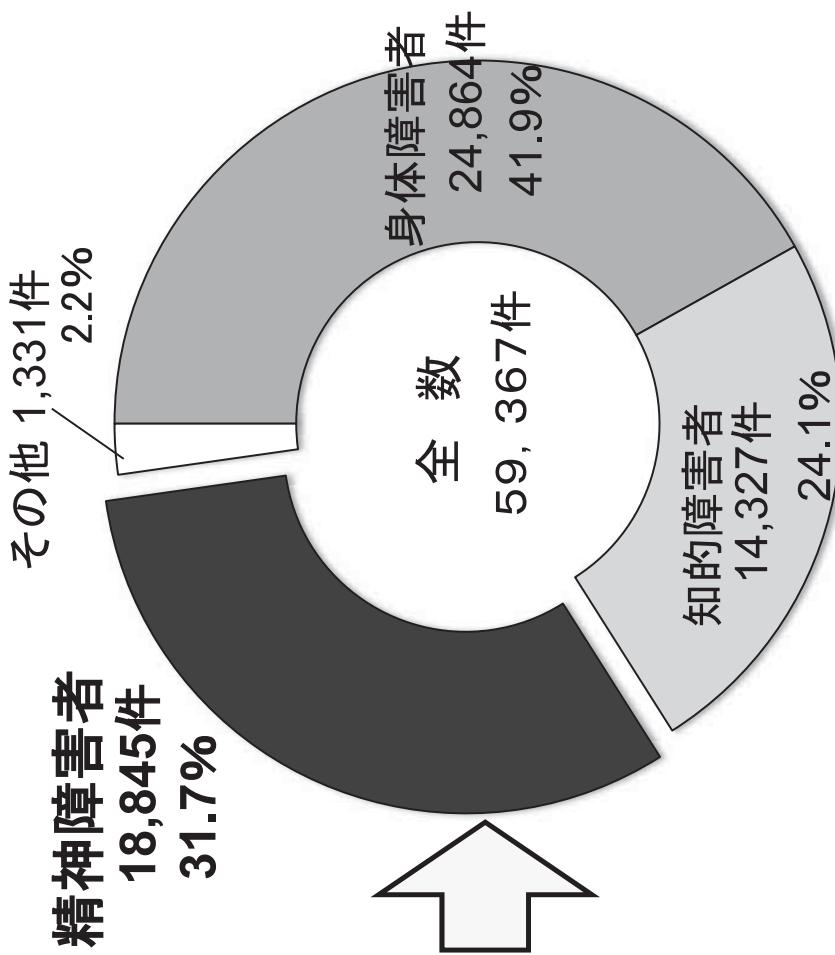


## ハローワークの障害種別の職業紹介状況（就職件数）

平成 16 年度



平成 23 年度



# 今後の障害者雇用対策の検討について

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月閣議決定)」等を踏まえ、有識者や企業関係者、労働組合、障害団体等を委員とする3つの研究会を開催。平成23年11月に各々第1回を開催。同年8月3日に報告書が取りまとめられた。

現在、報告書の内容を受け、労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者雇用促進制度の見直しについて検討中。

## (1) 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方にに関する研究会

- ・ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲
- ・ 精神障害者の雇用義務化、その他の障害者(発達障害者、難病患者等)への支援の強化
- ・ 重度障害者のダブルカウント制度、特例子会社制度等

## (2) 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会

- ・ 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応
- ・ 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供
- ・ 事業主の負担に対する助成
- ・ 企業内の自主的な解決を促しつつ、解決しない場合の紛争解決手続きの整備

## (3) 地域の就労支援の在り方にに関する研究会

- ・ 中小企業等のニーズを踏まえた支援の強化
- ・ 精神障害者、発達障害者等の障害特性を踏まえた就労支援機関による支援の強化
- ・ 雇用障害者の増加を踏まえた職場定着支援の強化
- ・ 「教育」「福祉」「医療」から「雇用」への流れを促進する観点からの企業見学や職場実習等の促進
- ・ 地域における就労支援機能の強化

## 雇用義務制度の対象となる障害者の範囲の変遷

昭和51年、身体障害者を対象とする雇用義務制度を創設。平成10年には、知的障害者を雇用義務制度の対象に追加。

※ 昭和63年には知的障害者を、平成18年には精神障害者を実雇用率の算定対象に追加。

精神障害者

実雇用率の算定

知的障害者

実雇用率の算定

雇用義務化

身体障害者

雇用義務化

昭和51年  
10月

昭和63年  
7月

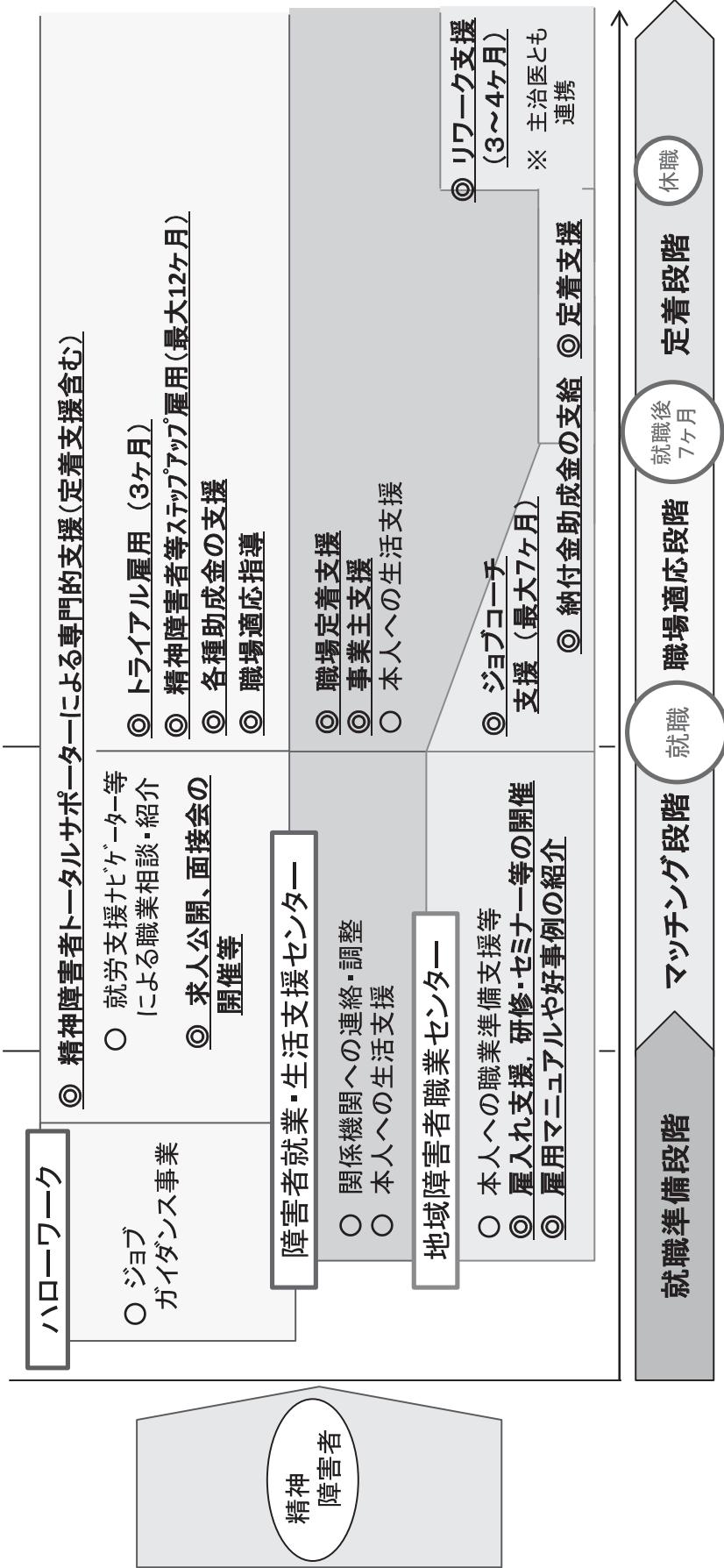
平成10年  
7月

平成18年  
4月

# 精神障害者の雇用促進に係る支援施策の流れ

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対する就職準備段階から職場定着(リワーク支援含む)までの一貫した支援を実施

○：主に障害者本人に対する支援施策  
◎：事業主に対する支援施策(障害者と事業主双方を支援するもの含む)



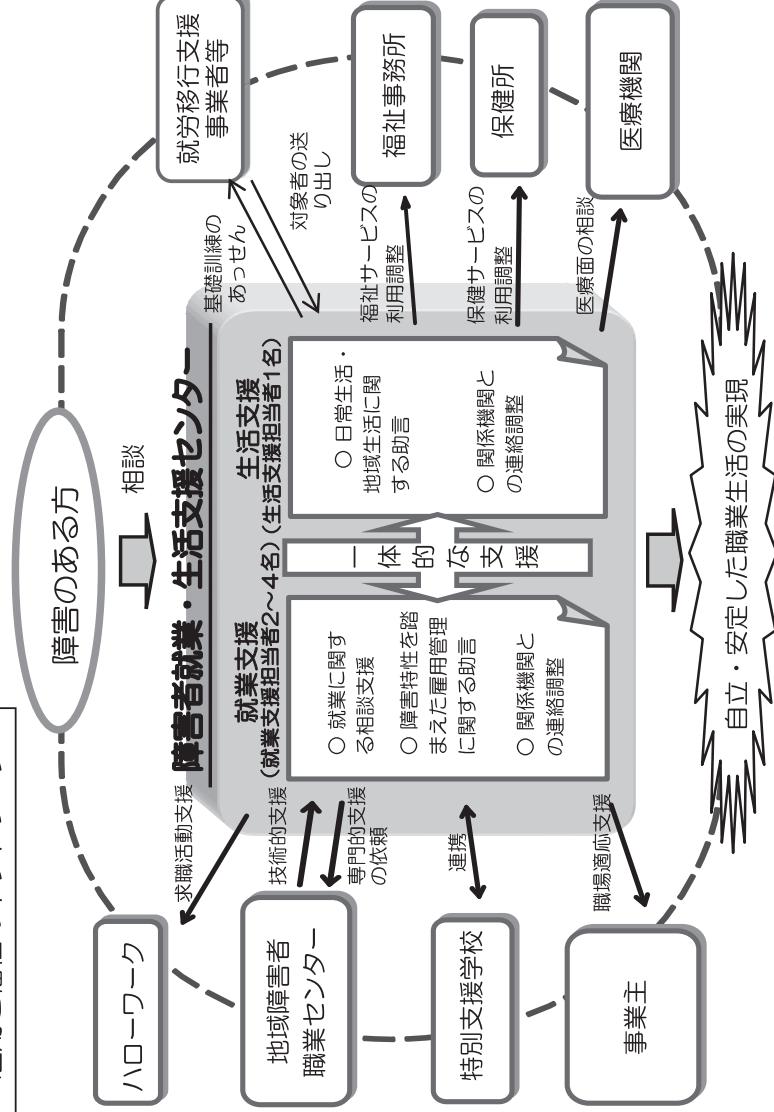
- ※ 就職準備段階～職場適応段階には、就労系福祉サービスである就労移行支援事業と連携
- ※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、保健所、自治体や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

# 障害者就業・生活支援センター

## 障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う 「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

平成14年度 21センター（14年5月事業開始時）→ 現在 316センター（25年2月現在）

### 雇用と福祉のネットワーク



### 業務の内容

- 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方にに対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。
- <就業面での支援>
- 就業に関する相談支援
    - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
    - ・就職活動の支援
  - 障害のある方その他の障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
  - 關係機関との連絡調整
- <生活面での支援>
- 日常生活・地域生活に関する助言
  - 關係機関との連絡調整
  - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
    - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
  - 關係機関との連絡調整

【23年度実績】	対象者数 94,960人	就職件数 13,769件	就職率 69%
----------	--------------	--------------	---------

# 地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、**全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。**

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するためには必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

- 職業評価  
就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するためには必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。
- 職業準備支援  
ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業  
障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。
- 精神障害者総合雇用支援  
精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。
- 事業主に対する相談・援助  
障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。
- **地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施**  
障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

## 平成 24 年度 就業支援基礎研修のご案内

東京障害者職業センターでは、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、第 1 号職場適応援助者助成金受給資格認定法人、発達障害者支援センター、特別支援学校、その他福祉、教育、医療等の機関において就業支援を担当している方を対象として、障害者の就業支援に必要な基本的知識・技術等を習得していくための「就業支援基礎研修」を開催します。

\* 東京都 障害者就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修)との一部共催

### 【平成 24 年度実施日程(全 3 回・各 3 日間)】

第 1 回：7 月 23 日(月)、24 日(火)、25 日(水) 定員 30 名程度

第 2 回：9 月 12 日(水)、13 日(木)、14 日(金) 定員 30 名程度

第 3 回：11 月 7 日(水)、8 日(木)、9 日(金) 定員 30 名程度

### 【会場所在地】

第 1 回及び第 3 回：東京都社会福祉保健医療研修センター(文京区小日向 4-1-6)

第 2 回：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター多摩支所  
(立川市曙町 2-3 8-5 立川ビジネスセンタービル 10F)

### 【研修内容】

研修カリキュラムは別紙 1、研修日程は別紙 2 のとおり

\* 受講者は、設定された研修カリキュラムについて、全て受講する事を前提とします。

\* この研修は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」(平成 21 年厚生労働省告示第 178 号)として実施するものです。就労移行支援事業者の受講者で、就労支援関係研修終了加算の適用を想定している場合は、指定された全ての科目を受講することが必要です。

#### ◇ 受講申し込み

\* 関係機関の長は、別添の「就業支援基礎研修受講申込書」に必要事項を記入の上、FAX 又は郵便で以下の申し込み先に送付して下さい。なお、勝手ながら定員に達した時点で募集を締め切らせていただく場合もございますので予めご了承ください。

#### \* 申込期限

△ 第 1 回研修受講希望者：平成 24 年 6 月 29 日(金)

△ 第 2 回研修希望受講者：平成 24 年 8 月 24 日(金)

△ 第 3 回研修希望受講者：平成 24 年 10 月 19 日(金)

【申込先】 いずれの回も東京障害者職業センター 〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセビル 3F

FAX : 03-6673-3948 (吉岡・日高あて) にお願いします。

◇ 受講者の決定 当センターで「受講申込書」を受理後、受講者を決定し、関係機関の長あて通知します。

#### ◇ 問合せ先

\* 研修全般及び第 1 回、3 回研修について

△ 担当：東京障害者職業センター 吉岡・日高

電話 03-6673-3938 E-mail: [tokyo-ctr@jeed.or.jp](mailto:tokyo-ctr@jeed.or.jp)

\* 第 2 回研修について

△ 担当：東京障害者職業センター多摩支所 田川・藤本

電話 042-529-3341 E-mail: [tama-ctr@jeed.or.jp](mailto:tama-ctr@jeed.or.jp)

## (別紙1)

## 平成24年度就業支援基礎研修カリキュラム（科目と内容）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者職業センター本所・多摩支所

実施形態	科目名	内 容	時間(分)
講義	障害者雇用の現状と障害者雇用施策	障害者雇用促進法の概要、障害者雇用の現状、各種制度等について理解する。	90
講義	就業支援のプロセスと支援内容	就業支援のプロセスと支援内容について理解する。	120
講義	就労支援機関の役割と連携	ハローワーク、地域センター、就業・生活支援センター等の役割と業務内容、これら就労支援機関との連携方法、地域ネットワークの活用方法等について理解する。	120
講義・演習	職業準備性と就業支援	職業準備性の考え方や就職に向けた課題の把握について理解するとともに、就労移行支援のためのチェックリスト、就労支援のための訓練生用チェックリスト等の実施方法について理解する。	120
講義	障害特性と職業的課題	障害特性と職業的課題、支援上の留意事項等について理解する。	90
講義	労働関係法規の基礎知識	労働基準法、最低賃金法等に関する基礎知識を理解する。	90
ケーススタディ・意見交換	ケーススタディ・意見交換	ケーススタディと就労移行支援等の取組状況についての意見交換を通じて、具体的な支援のプロセスや支援方法、支援における関係機関との連携の実際について理解する。	150
講義	企業における障害者雇用の実際 ★	雇用情勢の変化と企業における障害者雇用の考え方、雇用状況、業務内容と必要な人材、各種制度の活用状況、支援ニーズ等について理解する。	180
演習	プレゼンテーション技法 ★	関係機関に対する提案や説明、企業採用担当者等との面接等において、わかりやすく説明することや情報を的確に伝達するためのノウハウを実践的に学ぶ	150

注：網掛けの科目は就労支援関係研修修了加算適用の指定科目であること

★は東京都と合同で実施する科目であること